

自立的地域活用型

再生可能エネルギー設備等
導入補助事業補助金

募集中

03 自立的地域活用型再生可能エネルギー設備等導入補助事業補助金(再エネ補助金)

- 府内の事業所において、**自己消費を目的に**再生可能エネルギー設備及び効率的利用設備(蓄電池、EMS)の新設・増設に要する経費の一部を補助。

※ 補助金申請前に、京都府の条例に基づく計画認定を受ける必要あり。

対象事業者

中小企業者、医療法人、
社会福祉法人、学校法人、
NPO法人等

募集期間

R8.5.11 ~ R9.1.29

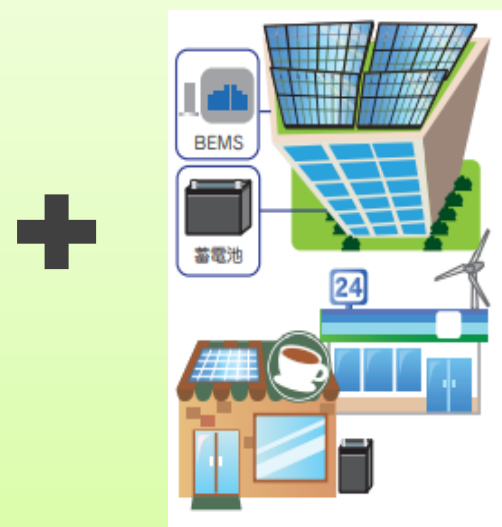
補助対象経費

設計費、工事費、
機械器具費、測量試験費

補助対象事業

再生可能エネルギーの導入

+ 蓄電池・EMS



03 再エネ補助金(募集期間・事業期間・申請の流れ)

受付期間
~R9.1.13

Step① 計画認定

窓口：京都府脱炭素社会推進課

- 京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例に基づく自立的地域活用型再生可能エネルギー導入等計画の認定を受ける。



募集期間
R9.1.29

Step② 補助金申請

窓口：京都知恵産業創造の森スマート社会推進部

- 本補助事業に必要な資料をご提出いただく。

03 再エネ補助金(採択者の声・事業完了後)

事業完了後

- (1)事業が完了した後は、7日以内に実績報告書を当法人に提出してください。
(遅くとも令和9年3月4日(木)までに提出いただく必要があります。)
- (2)実績報告書の提出後に、当法人の職員が事業実施場所に赴き、**完了検査(現地検査)**を実施します。
- (3)完了検査後に**補助金の額を確定**します。
- (4)補助金は、額の確定後に、お支払いします。(精算払い)

採択者様のその後

最近災害が多く、
病院で管理する薬
剤の非常用電力が
確保できた

ソーラーパネルを
設置することで、
自社の必要なエネ
ルギーを補うこと
ができた

災害などで停電が
生じた際は、近隣
地域の皆様にも電
力を開放していき
たい

省エネ・再エネへの
意識向上・SDGs
への取組に繋げる
ことができた

03 再エネ補助金（補助対象事業者／対象事業、主な注意点）

① 補助対象事業者／対象事業

(1) 中小企業者等(工場、事業場、店舗等):

自己消費を目的として、太陽光発電設備を含む再生可能エネルギー設備及び効率的利用設備を導入しようとする事業

※ 固定価格買取制度による全量売電及び売電を目的とする設備設置は対象外

(2) 非営利団体等:

京都府内の地域住民と協働し、太陽光発電設備を除く再生可能エネルギー設備を導入し、得られたエネルギーを地域で利用しようとする事業

② 主な注意点

- 上記(1)について、災害その他の非常の場合に、導入する再エネ設備等が、当該再エネ設備により発電された電気をその設置場所において一般の利用に供することができる構造であること。
- 事業所と住居が同一の建物に再エネ設備を設置する際、事業所と住居で使用する電力が明確に区分できない場合には認定の対象となりません。

03 再エネ補助金(補助率等)

① 再エネ設備として太陽光発電設備を導入する場合

- ・ 補助上限金額:250万円
- ・ 太陽光発電設備:**7万円/kW 又は 10万円/kW(※1・2)**
- ・ 蓄電池:**7万円/kWh(※3)**
- ・ エネルギー・マネジメント・システム(EMS):導入費用の**3分の1以内**

※1 太陽光発電設備の設計又は施工を「京都再エネコンシェルジュ」が行う場合は10万円/kW

※2 補助金額の算定に当たり、発電出力は公称最大出力とパワーコンディショナの定格出力のいずれか低い方(少数点切り捨て)

※3 蓄電容量は小数点第2位以下切捨て

② 太陽光発電以外の再エネ設備を導入する場合

- ・ 補助上限金額:400万円
- ・ 補助対象経費の**3分の1以内**
(再生可能エネルギー設備、蓄電池及びEMSの3つを導入する場合は補助対象経費の2分の1以内。
但し、電力1契約につき蓄電池及びEMSを設置した場合に限る。蓄電池とEMSで電力契約が異なる場合は3分の1以内。)

03 再エネ補助金(設備に係る要件:太陽光発電設備)

京都府の手引き
より

詳細は、
「[自立的地域活用型再エネ導入等計画の認定申請について\(手引き\)](#)」をご確認ください。

(1) 再エネ設備(太陽光発電設備)

- ① 発電設備の内容が具体的に特定されていること(製品の製造事業者及び型式番号等の記載が必要)。
- ② 以下の**いずれか**の基準に該当すること。
 - ア 再生可能エネルギー特別措置法に基づく固定価格買取制度(**FIT 制度**)における設備認定基準に準拠する設備(JP-AC 太陽光パネル型登録リスト)
 - イ **JIS 基準**(JISC8990、JISC8991、JISC8992-1、JISC8992-2)又はJIS 基準に準じた認証(JET(一般財団法人電気安全環境研究所)による認証等を受けたもの)。
- ③ 導入設備が初期に期待される性能を維持できるような保証又は**メンテナンス体制が確保**されていること。

03 再エネ補助金(設備に係る要件:蓄電池)

京都府の手引き
より

詳細は、
「[自立的地域活用型再エネ導入等計画の認定申請について\(手引き\)](#)」をご確認ください。

(2) 蓄電池

① 性能及び表示基準

ア 蓄電容量、定格容量、繰り返し充放電耐久性

(サイクル耐久性)に関して、一定の基準※を満たすこと。

イ 再生可能エネルギーの自家消費量を増加させるために、[当該再生可能エネルギーを効果的に蓄電できるモード](#)を有していること。

(非常用の電力確保を目的として限定的に再生可能エネルギーを蓄電するものは対象外)

ウ 初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示※がなされていること。

② 安全基準

ア 蓄電池部が、JIS C8715-2 又はこれと同等の規格を満足すること。

イ 蓄電システムが、JIS C4412-1 若しくはJIC C4412-2 又はこれらと同等の規格を満足すること

ウ 単セル又は蓄電システムのいずれかが震災対策基準※に準拠すること。

③ 保証年数

メーカー保証年数が1年以上でありサイクル試験※による性能基準が3650回以上であること。

※③保証年数を除き、それぞれの詳細基準は、一般社団法人環境競争イニシアチブ(SII)の登録 基準に準ずる。

03 再エネ補助金(設備に係る要件:EMS・その他)

京都府の手引き
より

詳細は、
「[自立的地域活用型再エネ導入等計画の認定申請について\(手引き\)](#)」をご確認ください。

(3)EMS(エネルギーマネジメントシステム)

- ① 当該事業所等における受電電力量の計測が可能であること。
- ② 当該事業所等における30分間以内の時間間隔ごとの受電電力量を閲覧できること。
- ③ 受電電力量を、1日以内の単位で13ヶ月以上及び30分以内の単位で1ヶ月以上保存する機能を有すること。
- ④ 一つ以上の機器に対して、外部から省エネに資する自動制御を行う機能(省エネモードを含む)を有していること。

※エネルギー使用量を削減するための制御または蓄エネルギー機器のピークカット/ピークシフト制御を自動的に実行できること。(使用者の確認を介した半自動制御を含む)

※蓄電システム等に内蔵された機能は含まない。

(4)その他(災害時の地域活用要件)

自立運転機能(停電時に外部からの電力供給を要せずに発電を再開できる機能をいう。)を有し、1.5キロワット以上の自立運転出力を確保すること。

災害時の活用が可能な給電用コンセントを有すること。

03 再エネ補助金(各部署の問合せ先)

Step① 府:計画認定

- 京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例に基づく自立的地域活用型再生可能エネルギー導入等計画の認定を受ける。

■京都府総合政策環境部脱炭素社会推進課

TEL:075-414-4298

住所:京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町(京都府庁2号館2階)

E-mail:energy@pref.kyoto.lg.jp

■京都府の手引き

<https://www.pref.kyoto.jp/energy/documents/jiritsutebiki.pdf>

Step② 知恵森:申請書類の提出等

- 本補助事業に必要な資料をご提出いただく。

■京都知恵産業創造の森

TEL:075-353-2303

住所:京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地 京都経済センター3階

E-mail:smart@chiemori.jp

■申請書類等のHP

https://chiemori.jp/smart/support/y2026/r8_saiene.html